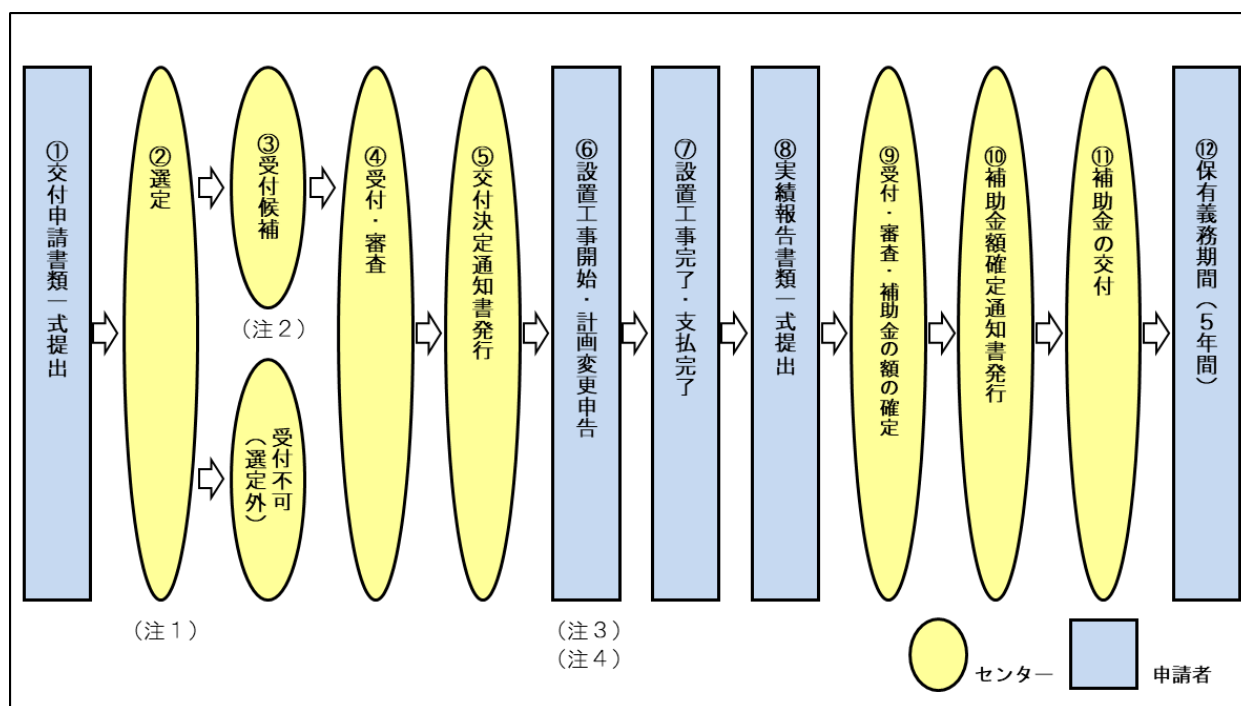


3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項

: 全事業共通

3－1. 補助事業の流れ



注1：「選定」とは、センターが別に定める予算額の範囲において、センターが別に定める基準に従って、優先的に受付候補となる申請を決定することをいいます。

注2：補助金申請額が第1期および第2期分の各配分予算額に達するまで受付候補を選定します。

注3：全ての事業において充電設備の発注および設置工事の施工開始は交付決定日後に行う必要があります。設置工事の施工開始とは、充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

注4：交付決定日後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。詳しくは「17－3. 計画変更」を参照してください。

3-2. 交付申請

- ・「交付申請」とは、本事業の第1期および第2期分における補助金交付の選定および交付の決定を受けるための申請をいいます。
- ・申請される方は、交付申請期間内に当センターの「次世代自動車振興センターオンライン申請システム」（以下「オンライン申請システム」という。）を利用して、申請のデータ入力および必要書類のアップロードを完了させ、「申請」ボタンを押してください。

3-3. 交付申請期間

第1期（急速）：令和7年4月25日（金）～ 令和7年5月19日（月）13時

（普通）：令和7年4月25日（金）～ 令和7年5月19日（月）13時

第2期（急速）：令和7年7月

（普通）：令和7年7月

上記、最終提出期限までにオンライン申請システムにて申請ボタンを押された交付申請が有効です。申請の額の累計が予算の第1期および第2期の各配分予算額を超える場合であっても、交付申請期間を短縮することはありません。先着順ではありませんので、申請内容をよく確認した上で不備不足のないように交付申請をしてください。

3-4. 選定の基準と方法

選定は以下の基準に従って行います。(注5)(注6)

・急速充電設備

設置場所区分および充電設備の出力区分を基に以下の順にて選定する。

選定 優先順位(注7)	設置場所区分	充電設備の出力区分(注8)
1	高速道路SA・PA	90kW以上
2	高速道路SA・PA	50kW以上90kW未満
3	公道上、道の駅、 給油所、空白地域	90kW以上
4	公道上、道の駅、 給油所、空白地域	50kW以上90kW未満
5	目的地充電(コンビニエンスストア (注9)、自動車ディーラー(注10))	90kW以上
6	目的地充電(コンビニエンスストア (注9)、自動車ディーラー(注10))	50kW以上90kW未満
7-A(注11)	目的地充電(5、6を除く)、 事務所・工場等、 共同利用充電拠点	90kW以上
7-B(注11)	目的地充電(5、6を除く)、 事務所・工場等、 共同利用充電拠点	50kW以上90kW未満
8(注12)	事務所・工場等、 共同利用充電拠点	10kW以上50kW未満

・普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド

「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)」においては、以下の方法にて選定する。

選定方法
充電設備の出力1kW(注13)に対する補助金申請額が少ない順に選定する。

「マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業(基礎充電)」においては、設置場所区分を基に以下の順にて選定する。

選定 優先順位(注7)(注13)	設置場所区分
1	マンション等簡易申請(注14)
2	マンション等(1を除く)、月極駐車場、事務所・工場等

- 注5：期間終了時点において、充電設備の設置場所が同一の施設に属する駐車場に複数の申請が行われている場合、補助金の不正受給の観点から当該重複申請についての故意・過失の有無を問わず、全ての重複する申請が無効となりますので注意してください。既に終了した申請期間において申請の受付または交付の決定を受けている交付申請にかかる同一の設置場所への重複申請の場合は、選定の対象とすることなく、受付を不可とします。
- 注6：選定により選定外となった交付申請については、受付を不可とするとともにその旨を順次申請者に通知します。
- 注7：予算額を超える場合は、超えることとなった選定優先順位において、急速充電設備の出力1kWに対する補助金申請額が少ない順に選定します。
急速充電設備と普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドを併設する場合は、急速充電設備のみの出力1kW（急速充電設備を複数基設置する場合は平均出力1kW）に対する補助金申請額が少ない順に選定します。
- 注8：複数基設置する場合、設置する充電設備の平均出力に該当する充電設備の出力区分にて選定します。
- 注9：選定優先順位5および6の設置場所区分の「コンビニエンスストア」とは、以下の項目に該当するものをいう。
- ・急速充電設備を設置するコンビニエンスストアの店舗であること。
 - ・フランチャイズチェーン協会の会員の場合は、営業内容がコンビニエンスストアとして登録されている企業の直接運営もしくはフランチャイズ契約を締結し運営しているコンビニエンスストアの店舗であること。
 - ・フランチャイズチェーン協会の非会員の場合は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）及び経済センサスー活動調査（令和3年6月）に基づく定義に準ずるコンビニエンスストアの店舗であること。
- 注10：選定優先順位5および6の設置場所区分の「自動車ディーラー」とは、以下の項目に該当するものをいう。
- ・急速充電設備を設置する自動車ディーラーの店舗であること。
 - ・自動車メーカー又は正規輸入販売元の直接運営もしくは販売契約を直接締結している法人の施設のうち、新車（四輪車の普通自動車、小型自動車及び軽自動車のことをいう。）を販売する自動車ディーラーの店舗であること。
- 注11：選定優先順位7においては、予算の残額を7-A：7-Bにて2：1の割合にて配分し、それぞれの配分内にて選定します。ただし、どちらかが配分額の上限に満たない場合は、もう一方に再配分して選定します。
- 注12：7-A：7-Bにて選定を行った上で、さらに予算の残額がある場合に選定します。
- 注13：総出力6kW以上10kW以下の普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドは、総出力6kWとして扱います。また、総出力6kW未満の普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドは、実際の充電時の総出力を考慮し、総出力3kWとして扱います。
- 注14：設置場所が既存の分譲マンション等であり、申請者がマンション等の管理組合である場合に限ります。

3-5. 交付申請の受付等

- ・ 受付候補となった交付申請は、入力情報および提出書類ならびにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
- ・ 受付候補となった申請の一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。
- ・ センターからの指示に従わず、指定した期間内に書類の不備等が修正されない場合は、センターは厳正に対処し、交付申請を無効とします。センターの指示および不備の修正は速やかに対応してください。
- ・ 受付候補となる交付申請は、第1期および第2期分の各配分予算額に達するまで受付を行います。

3-6. 交付申請の審査等

- ・ 不備不足なく受付された交付申請は、入力された内容や提出された書類をもとにセンターが交付額の算定をし、交付決定されます。
- ・ センターは、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。
- ・ 交付決定は、センターが指定する以下の期間内を目途に順次行います。

第1期（急速）	： 令和7年 6月中旬 ～ 令和7年 8月
（普通）	： 令和7年 6月中旬 ～ 令和7年 8月
第2期（急速）	： 令和7年 8月 ～ 令和7年 10月
（普通）	： 令和7年 8月 ～ 令和7年 10月

ただし、申請期間終了後に全ての交付申請から選定を行い、一斉に受付の可否を判断するため、受付された申請件数により審査が集中する場合はこの限りではありません。
また、申請の内容により審査に時間を要するもの、申請内容が不適切として申請者に対してその連絡を行ったものについてもこの限りではありません。

3-7. 交付決定通知書発行

- ・ 交付が決定した申請者に交付決定通知書を発行し、郵送にて申請者宛に通知します。
- ・ 審査の結果として条件を付して交付決定される場合がありますので、交付決定通知書にて確認してください。交付決定に条件が付された場合は、その条件を履行する必要があります。
- ・ 交付決定に付された条件が指定した期限までに履行されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。

3-8. 充電設備の発注および設置工事の施工開始

- ・ 交付決定日後に充電設備の発注および充電設備の設置工事の施工開始をしてください。
- ・ 設置工事の施工開始とは、充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

3-9. 計画変更の申告

- ・ 原則として、「交付決定通知書」で承認された工事を遂行することが必要です。
- ・ 申請者は、交付決定日後に、交付決定の内容を変更する場合は、速やかにオンライン申請システムの「計画変更」にてデータ入力後、センターへ申告し、承認を得る必要があります。なお、センターの指示があるまで、計画変更にかかる設置工事は中断する必要があります。
- ・ 計画変更が行われたにもかかわらず、実績の報告までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。
- ・ 補助金の有効利用の観点から、計画変更が生じないよう、全体計画をよく検討し申請を行うようにしてください。
- ・ 詳しくは、「17-3. 計画変更」の説明を参照してください。

3-10. 設置工事の完了・支払の完了

- ・ 設置工事の完了とは、補助対象経費で申告した全ての工事を完了させ、充電設備が稼働できる状態である事をいいます。
- ・ 支払の完了とは、充電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払が全て完了した事をいいます。

3-11. 実績報告

- ・ 実績報告とは、充電設備の設置工事を完了し、充電設備の購入費および設置工事費の全ての支払を完了させた後、センターに実績の報告をする事をいいます。
- ・ 実績報告については、工事または支払い完了の日から30日以内を目処に行ってください。
- ・ 実績報告の最終報告期限については以下の通りになります。

第1期（急速）：令和8年 1月5日（月）13時

（普通）：令和7年 12月1日（月）13時

第2期（急速）：令和8年 1月末

（普通）：令和8年 1月末

上記の日を超えることは出来ません。最終報告期限を過ぎて提出された場合は、実績報告を受付けることが出来ません。

3－12. 受付・審査・補助金の額の確定

- ・実績の報告があった場合、報告内容、提出書類および記載内容が適正であるものについて受付をし、審査を行います。実績審査の方法は、報告された内容が交付規程等に基づき適正な実績報告が行われていることおよび交付決定の内容のとおりに行われていることなどをセンターは審査します。
- ・補助金の額の確定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3－13. 補助金額確定通知書発行

- ・「3－12. 受付・審査・補助金の額の確定」の結果、内容が適正と認める場合は補助金の額を確定し、申請者に対し「補助金の額の確定通知書」をもって通知します。

3－14. 補助金の交付

- ・実績報告に入力された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みます。
 - ・原則として、申請者名義の口座に限ります。
 - ・補助金が交付された申請は、設置場所名称、設置場所住所ならびに充電設備の出力と基数・口数をセンターのホームページ上で公表します。
- なお、「1－2. 事業の内容」に示す「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）」および「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）」の申請の場合は、後出の各事業の章に示す特有の申請要件である（4）にて報告するインターネット上の掲載先についても公表します。